

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第十一条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」を加え、「以下同じ。」を提供する」を「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業所をいう。又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)」に、「指定通所介護事業所に」を「指定通所介護事業所等に」に改め、同条第一号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下に「(指定居宅サービス等基準条例第百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第六十一条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間における第六条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第四条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新平成二十七年改正前指定介護予防サービス等基準条例」という。)第九十八条第八項並びに第七条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(以下「新平成二十七年軽費老人ホーム基準条例等改正条例」という。)附則第九条第五項及び第十一条の規定の適用については、新平成二十七年改正前指定介護予防サ

ビス等基準条例第九十八条第八項中「定める基準」とあるのは「定める基準（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第二十一条の規定により、同法第六条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町の条例で定められた基準とみなされる場合を含む。）」と、新平成二十七年若者老人ホーム基準条例等改正条例附則第九条第五項中「定める基準」とあるのは「定める基準（整備法附則第二十一条の規定により、整備法第六条の規定（整備法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町の条例で定められた基準とみなされる場合を含む。）」と、新平成二十七年若者老人ホーム基準条例等改正条例附則第十一条中「人員に関する基準に従い市町が条例で定める基準」とあるのは「人員に関する基準に従い市町が条例で定める基準（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第二十一条の規定により、同法第六条の規定（同法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町の条例で定められた基準とみなされる場合を含む。）」と、「設備に関する基準に従い市町が条例で定める基準」とあるのは「設備に関する基準に従い市町が条例で定める基準（整備法附則第二十一条の規定により、整備法第六条の規定（整備法附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町の条例で定められた基準とみなされる場合を含む。）」とする。

（高齢対策課）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第五十六条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第六十二条第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加え

る。

2 知事が行う前項第一号の規定による指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第百四条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事が行う前項第三号の規定による指定については、第六十二条第二項の規定を準用する。

附則に次の四条を加える。

第十一条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足している事情に鑑み、当分の間、第四十九条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により算定される保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第十二条 前条の事情に鑑み、当分の間、第四十九条第二項本文に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第十三条 附則第十一条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通して必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十九条第二項本文に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通して必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第十四条 前二条の規定を適用するときは、保育士（附則第五条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第四十九条第二項本文の規定により算定される保育士の数の三分の二以上置かなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（こども政策課）

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四十二号

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例

栃木県議会情報公開条例（平成十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条」に、「不服申立て（第十九条）」を「審査請求（第十八条）」に改める。

第十八条を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求

第三章中第十九条の前に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

第十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく不服申立て」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てについての決定」を「審査請求についての裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二号を次のように改める。

一 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定による意見の求めは、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第二十二条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第二十三条第二項中「前項」を「第一項及び前項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の

開示を求めることができない。

- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

第二十四条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与えることができる」を「与えなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十四条第二項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第二十五条中「第二十三条第二項」を「第二十三条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(提出資料の写しの送付等)

第二十五条の二 審査会は、第二十三条第三項若しくは第四項又は第二十四条第三項の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(意見書の送付等)

第二十六条の二 審査会は、議長に対し第十九条第一項の意見を述べたときは、意見書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、意見の内容を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

- 2 この条例による改正前の栃木県議会情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第十二条第一項に規定する開示決定等(以下「開示決定等」という。)又は旧情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた開示決定等又はこの条例の施行前にされた開示

請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十三号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例（平成二十五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

- 平成28年5月27日
- 平成28年5月31日
- 平成28年6月2日
- 平成28年6月3日
- 平成28年6月17日
- 平成28年9月21日
- 平成28年9月26日
- 平成28年9月28日
- 平成28年9月29日
- 平成28年10月13日
- 平成28年12月12日
- 平成28年12月14日
- 平成28年12月16日
- 平成28年12月19日
- 平成28年12月27日
- 平成29年2月20日
- 平成29年2月22日
- 平成29年2月24日
- 平成29年2月27日
- 平成29年3月10日
- 平成29年3月23日

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(議会事務局)